

令和4年度 第1回豊田市障がい者計画推進懇話会意見・質問

1 懇話

(1) 豊田市駅周辺の都市施設再整備について

意見と回答	
<p>(委員) ①東口整備計画の中で身障者用のスペースがあるが、車の進行方向はどうなるのか。UDタクシーの乗り降りが左側からなので使えるか。</p> <p>②身障者スペースには屋根がつくのか。</p> <p>③改築される駅舎の中にはエレベーターはつくのか。</p> <p>④新設されるエレベーターは何人乗りか。駅なので、キャリーバックを持った方が多く、車いすで利用すると狭いことが多い。できる限り大きくしてほしい。</p>	<p>(事務局) ①車の進行方向上、車の左側からの乗り降りになるので、現在の計画でUDタクシーは利用できる。</p> <p>②身障者スペースに屋根は設置する。</p> <p>③駅の中にもエレベーターは設置予定。</p> <p>④エレベーターの大きさはバリアフリー基準に則ったものを整備する。大きさは確認し改めて回答する。</p>
<p>(委員) 身障者スペースは路面標示をしようと思うが、駅に最も近いので一般の方が使う可能性がある。名古屋駅でも同様の問題があるので、一度現場を確認してほしい。</p>	
<p>(委員) 東口整備計画の身障者用のスペースについて、どの程度の規模感を想像すれば良いか。身障者用スペースに駐車し、車の後ろからリフトで車いすを降ろす。その後ろに介助者がいるので、走行している車が近いと気になると思う。</p>	<p>(事務局) スペースについての数値を具体的に示させてもらうので、それに対して利用者の意見を聞かせてほしい。</p>
<p>(委員) ①今回もらった資料では、視覚に障がいのある私たちには理解できない。模型、立体コピーなどを使って資料を提示してほしい。特に、完成図や工事中のう回路図は資料がほしい。</p>	

②東口広場は歩行空間を整備するとのことであったが、誘導ブロックの設置の仕方によっては迷子になる。名古屋駅を例にとっても、乗り換えはとても難しい。誘導ブロックのひき方は考えてほしい。

③ナビレンスという33か国で使える視覚障がい者のためのアプリケーションがあり、空間の様々な情報を、アプリを通して得ることができる。また誘導ブロックの下にタグを埋め込んで情報を発信する方法もある。豊田市駅は、他の都市から来る方も多いと思う。慣れない街に行く視覚障がい者の方はナビレンスを利用することが多いので、そういった案内システムの導入の検討もしてほしい。

(事務局) ある程度の計画図ができた段階で、模型か立体コピーにて提示させていただく。また、誘導ブロックの案を提示するので、意見を聞かせてほしい。

(委員) エレベーターが災害時に緊急停止した時に、周囲から見ても緊急停止していることが分かるように、エレベーターの入り口は透明ガラスにしてほしい。

(事務局) 検討していく。

(委員) ①東口の身障者スペースについて、ある程度のスペースの確保をお願いしたい。

②豊田は車で動く人が多いので、東西南北の入口を設けたほうが良い。また、一般の車を規制して、障がい者の車だけ駅の近くまで入れるようにすることはできないか。

(事務局) ①スペースの確保は検討する。

②一般車規制はできない。

(委員) 身障者スペースは車の乗降だけ可ということで良いか。障がいによっては、車から降ろして一人で行かせるわけにはいかないのでは、誰か一緒についていかななくてはならない場合がある。その場合はフリーパーキングに止めざるを得ないのか。

(事務局) 駐車はできないのでそうしてもらうことで考えている。

(委員) 今回は再整備の基本的な構想が聞いて良かった。細かいパーツ事(西口、バス、駅舎、東口)にこういった会を開いてほしい。また、バス停の計画は改めて聞きたいので、回数を重ねてほしい。

(事務局) 団体ごとに意見が様々あると思うので、別途団体ごとに打合せさせていただきたい。

(2) 第5次豊田市障がい者ライフサポートプランの進捗について

意見と回答

≪施策分野2 権利擁護・虐待防止 について≫

(委員) 総合相談窓口への相談件数が記載あるが、差別に関する相談が何件あるか把握しているか？また、一般就労した障がい者の数がかかなり増えているため、そこで差別や虐待を受けた人たちに対してのサポート体制を整えていただきたい。豊田市は差別解消に関するPRが少なく感じる。

(事務局) 記載件数のうちの差別に関する相談の件数は確認し回答する。相談の窓口として重層的支援体制として福祉関係どの部署においても、まず相談を受け、関係機関と連携しているため、まずは身近な窓口にご相談してほしい。

(委員) 障がい福祉課として把握している件数は何件あるか？

(事務局) 昨年度は、障がい福祉課で把握しているのは、病院への受診を断られた等の報告があり、2～3件と把握している。

≪施策分野3 意思疎通支援・情報保障 について≫

(委員) 選挙会場にコミュニケーション支援ボードが会場内に置いてあったが、分かりにくい場所に置いてあり、もう少し目立つような場所に置くことができないか？

(事務局) 選挙事務の説明の中で、コミュニケーション支援ボードの設置について説明がある。投票所の規模等によって、設置する場所が奥まったところになってしまう場合もある。入口など、もう少し目立つところに設置できないか関係課と調整する。

(委員) コンビニ版のコミュニケーション支援ボードの設置について、セブンイレブンだけでなく、ほかのコンビニにも設置し、コミュニケーション支援ボードが使える機会を増やしてほしい。

(事務局) 包括連携協定を豊田市とセブンイレブンジャパンが結んでいるため、セブンイレブンに協力いただいている。ほかのコンビニについても、今後設置でき

るよう検討する。また、コンビニ版とは別に、医療機関に係るコミュニケーション支援ボードの設置についても検討をしているため、委員の皆様からの御意見をいただきたいと思っている。

(委員) 5月頃に自宅近くのセブンイレブンに行ったが、店員はコミュニケーション支援ボードを知らなかった。

(事務局) 市内のセブンイレブン全店舗ではなく、協力していただける店舗に設置するというので、一部の店舗では対応していない。お店の都合等で設置が難しかった店舗かもしれない。豊田市としては全店舗に協力の依頼をしているが、運用については、セブンイレブンの都合もある。引き続き、啓発活動は行っていく。

《施策分野 5 保健・医療 について》

(委員) ①措置入院者の退院後、関係機関と連携した支援を実施とあるが、関係機関は病院ということか？実際に入院中の人から、説明がされていないと聞いたことがある。

②精神障がい者の地域包括ケアシステムについて、自治会などの地域ではあまり知られていないと感じる。

(事務局) ①病院も関係機関に含まれる。退院時は、医療機関はもちろん、福祉関係機関による個別会議を行い、調整を行っている。記載の事業は措置入院に関するものであるため、一般の入院とは多少異なる場合も考えられる。

(事務局) ②計画としては、保健支援課が住民組織や NPO 等の活動団体と一緒に実施している。障がい福祉課としては、心のバリアフリー推進講座の中で、障がい理解や障がいの特性について当事者による講座を行っており、昨年度は、一部の地区ではあるが、民生委員に対して実施した。今年度は、既に民生委員の全体会があり、その際に講座を実施している。少しずつではあるが、民生委員を通して広がっていると思う。

《施策分野 7 教育・保育・子育て について》

(委員) 学級運営補助指導員の配置について通常学級への受入れを断っている事例があるか？また、こども園の受入れ体制も希望する園での受入れを断っている事例があるか？

(事務局) 学校についてもこども園についても選択権は当事者にあるため、断っている事例はない。

(委員) 学級運営補助指導員の配置について、需要に応じた十分な配置ができていないとのことだが、今後増やすなどの改善がされるということか？

(事務局) 担当課が別となるため、明確な回答はできないが、担当課に確認している内容では、市の会計年度任用職員として派遣しているため、雇用するためには予算が必要となる。現状と対応の必要性については把握しているため、予算との兼ね合いを考慮し前進していきたいと考えている。

(委員) 障がいの程度にもよるが、普通級に通っている子や、普通級に通わせたいと思っているご家庭が増えているため、十分な配置をお願いしたい。併せて、こども園の加配についても、基準があると思うので、子どもの特性を考慮した配置をお願いしたい。

《施策分野 8 就労・雇用 について》

(委員) 障がい福祉サービス等を通じて一般就労した障がい者の数について、障がい別または等級別で把握しているか？ 視覚障がいがどの程度いるのか知りたい。

(事務局) 手帳の種別単位での把握となるが、障がい種別で把握しているか確認する。

《今年度の主な取組などについて》

(委員) 上鷹見小学校での取組について、年間 70 時間は何の授業の中で学習しているか？また小規模校だからできた内容なのか？とても嬉しい取組のため、順次ほかの学校にも広めてほしい。

(事務局) この取組は教育部の「WE LOVE とよた教育プログラム」の中の取組であり、70 時間は総合学習の時間で学習している。また、学校の選定は教育部が行っており、今回の上鷹見小学校は小規模校だったから実施できた部分も

あるが、取組として、教育部の中でも注目されているため、今後広がっていく可能性は大いにあると考える。

(委 員) 具体的な授業内容はどんな内容なのか？

(事務局) 昨年施行した「相互理解と意思疎通に関する条例」に基づき、障がいに関することについては、当事者や障がい福祉課職員が講師となり、障がい理解や障がい特性、意思疎通の方法等について授業を実施している。同様に、高齢者に関することは高齢福祉課、外国人に関することは国際まちづくり推進課が講師として、配慮が必要な人への理解や意思疎通支援についての学習をする内容になっている。

(委 員) 精神障がいや発達障がいに関する学習はないのか？

(事務局) 現状は実施していない。ただし、条例内には精神障がいや発達障がいも含まれるため、今後は授業を行う可能性もあると思われる。その際は協力をお願いしたい。

その他

(委 員) ライフサポートプラン等の計画のおかげで、以前に比べ、生活しやすい環境になり感謝している。知的障がいや重複障がいのある者が、現在は GH などを活用し生活できているが、入居施設が今後豊田市内にできないという話も聞くため、10年後20年後のことを考えると、とても不安である。日常生活をする中でサポートを受けないと生活できない者が豊田市内で一生を過ごす政策をお願いしたい。団体として協力できることは今後も協力していく。

(事務局) ライフサポートプランも単年度の計画ではないため、社会状況なども踏まえ、中長期的な計画として、今後も委員の皆様の意見を踏まえながら、計画の策定及び事業を進めていきたいと思っている。

(3) 第5次豊田市障がい者ライフサポートプラン実態調査の実施について

意見と回答

(委員) ①新たにインクルーシブ教育についての項目があり、嬉しく思う。今回の調査の結果、インクルーシブ教育に対する意識が低いという結果が出た場合、関連する条約や法律などを当事者や家族へ啓発してほしい。

②障がい者等への調査内にて「差別を受けた経験について」の設問がなかった。当事者が権利意識の向上に繋げるため、差別を受けたという意識調査が必要だと思う。

(事務局) ①インクルーシブ教育については、市としても必要性のある分野だと考えるため新たに加えた。今回は、現在の状況を把握する設問となっているが、結果を踏まえ、今後に繋げていく。

②3年前の調査では差別された経験についての設問だった。今回は、問58～問61にかけ、理解されてよかった経験等についての設問に変更している。条例が新たに施行され、配慮について啓発活動を行っているが、周知がされているかを分析するため、今回のような設問にしている。

(委員) 条例の周知度を分析する必要もあると思うため。両方の問があってもよい。

(事務局) 参考にする。

(委員) ①聴覚障がい者の中には、設問を読むだけでは、設問の意味が理解できない人もいる。設問に例やイラスト等があると回答者が判断しやすく、回答がしやすくなる。

②前回実施した障がい者等への実態調査の回収率について、聴覚障がい者の回収率を教えてほしい。また、今後の実態調査も障がい別の回答率について、グラフ等を用いて報告してほしい。

③設問の最後に自由記載があるが、聴覚障がい者の中には、文書を書くのが苦手な人もいる。自由記載の部分について、動画で提出しても対応ができる工夫をしてほしい。

(事務局) ①限られた分量の中で、イメージつきやすいように構成をしている。回答者の主観もあるため、引き続きイメージがつきやすいように構成していくが、例やイラストについては検討する。

②障がい種別単位の回収率は把握している。なお、聴覚障がい者等の回収率については、アンケートの性質上把握できないが、前回は身体障がいの回答が 619 件あり、そのうち、聴覚障がい・平衡機能障がい者は 7%であった。また、アンケートの報告書は例年グラフ等を用いて作成している。

③対応について検討する。

(委員) 豊田市に住んでいて医療機関を探すのが非常に難しいと感じている。問 43 から問 46 のかかりつけ医についての設問の中で、「市内のかかりつけ医」なのか、または「県内のかかりつけ医」であるのかを聞いてほしい。

(事務局) 参考にする。

(委員) ①問 11 について、ひとり暮らしをしたいけどできない理由を聞く設問があってもいいと思う。

②問 13 の選択肢の中に「在宅よりも手厚い生活支援サービスを受けることができる」とあるが、この書き方だと在宅では手厚いサービスが受けられないと感じる。在宅であっても、生活支援サービスであっても手厚いサービスは受けられるものであるため「手厚い」という書き方に違和感を感じる。

③問 44 の診療についての設問の中に困っていることとして、病院へ行くまでの交通手段を追加してほしい。

④問 67 の選択肢の中に相談に関する選択肢も入れてほしい。

(事務局) 参考にする。

(委員) 調査するに当たって、市民への周知はどのように行うか？前回のライフサポートプランの報告を確認すると 18 歳～30 歳は障がいに関して関心が薄いように感じる。こういった世代に対して、何か対応するのか？

(事務局) 市民に対しては無作為に抽出し、対象者宛てに郵送するため、特に周知をするわけではない。また、障がい福祉課の業務として、理解啓発活動も行っているため、実態調査に対しては特に対応しない。

(委員) 市民意識調査の回収率が低いと感じてしまう。

(事務局) 今回の実態調査にかかわらず、アンケートの特性上、4 割程度の回収率となってしまうと考えている。

(4) 心のバリアフリー推進講座について

意見と回答

(委 員) 車いすが移動手段で送迎や介助者が必要な場合、会場までの送迎等はあるか？ 4年前の事業が始まった当初は送迎がついていた。また、介助者への支払いはあるか？

(事務局) 講師謝礼は交通費を含めた謝礼としており、講座場所までは各自で来ていただくことが基本。過去の経緯を含め、一度確認する。なお、介助者への支払いについては、講座に対する謝礼となるため支払いはない。

(委 員) 講師の参加人数について、原則 1 名となっているが、2 名で説明したい場合、2 名で参加しては駄目か？

(事務局) 講座の内容により講師が 2 名必要な場合は 2 名依頼をするが、基本的な内容の場合、各団体への講師依頼は 1 名。依頼する講師は 1 名だが、団体の中で参加したい方などが一緒に来ることは問題ない。